

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市南の森西4丁目4番地11  
有限会社 双幸運輸

氏 名 代表取締役 平尾 徳 實 様

令和5年10月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間 処理・最終処分の別	収集・運搬
	取 り 扱 う 一般廃棄物の種類	ボサ・抜根等
営業所の所在地及び名称	帯広市南の森西4丁目4番地11 有限会社 双幸運輸	
許 可 期 間	令和5年11月17日から 令和7年11月16日まで	
一般廃棄物の収集を行う事が で き る 区 域	音更町内の各種工事現場等	
許 可 条 件	収集した廃棄物 の 搬 入 場 所	1 帯広市空港南町南11線西32番1外4筆 山口重機 有限会社 南町処理場 2 音更町字然別北4線西28番地1、5 株式会社 鈴建興業 一般廃棄物処理施設 3 清水町羽帯南9線82番地1 葵リサイクル（株）一般廃棄物処理施設 上記以外に搬入する場合には、町長へ変更届を 事前に提出し承認を受けること。
	そ の 他	

令和5年11月6日

音更町長 小野 信 次



この許可に係る業務を行う際は次の点に注意してください。

・一般廃棄物収集運搬業

- ① 業務に用いる車両には、業者名・許可番号を表示すること。
- ② 業務にあたっては、他市町村の廃棄物を混載しないこと。また、業務に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集については、分別収集とすること。また、車両及び容器は、廃棄物が飛散・流出及び悪臭がもれるおそれのないものであること。
- ④ 処理実績については、年度ごとに報告すること。
- ⑤ この許可に係る業務を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。
- ⑥ 業を廃止したときは、直ちに許可証を添えて町長に届け出ること。
- ⑦ 許可申請書の記載事項及び添付書類の内容に変更が生じたときは、町長に届け出ること。
- ⑧ 許可証は、他人に譲渡し貸与してはならない。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規を遵守すること。
- ⑩ この許可の条件及び各種関係法規に違反した場合は、許可の全部及び一部についての許可の取消若しくは一定期間の許可の停止を行うことがある。